

議案第 81 号

加西市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 26 年 11 月 28 日提出

加西市長 西 村 和 平

## 加西市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和42年加西市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 保育を必要とする乳児・幼児（法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。）及び保育を必要とするその他の児童を日々保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。）の下から通わせて保育を行い、その健全な育成を図るため、保育所を置く。

第3条の表北条南保育所の項を削る。

第6条を次のように改める。

（保育料）

第6条 法第24条第1項の規定により保育を行ったときは、保護者又は扶養義務者から、加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成26年加西市条例第 号）に定める利用者負担額（市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額）を保育料として徴収する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第6条の規定は、平成27年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

(審議資料)

北条南保育所が平成 27 年 3 月末に閉園すること等に伴い、所要の改正を行うもの。

**【概 要】**

- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条が改正され、保育所の設置目的が「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること」から「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うこと」に改められたことに伴う改正
- ・ 北条南保育所の規定の削除
- ・ 保育料の根拠を新たに制定する「加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例」とするための改正